

○狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年9月29日規則第30号

改正

平成6年3月16日規則第7号
平成7年9月11日規則第20号
平成8年9月3日規則第35号
平成9年4月28日規則第12号
平成9年6月5日規則第19号
平成10年8月25日規則第32号
平成11年8月12日規則第27号
平成13年6月29日規則第32号
平成14年9月30日規則第50号
平成16年3月31日規則第14号
平成17年3月31日規則第12号
平成18年9月29日規則第47号
平成19年3月30日規則第10号
平成19年9月28日規則第35号
平成20年9月17日規則第33号
平成21年3月3日規則第14号
平成22年3月31日規則第22号
平成23年1月28日規則第6号
平成24年9月18日規則第51号
平成24年9月28日規則第56号
平成26年3月27日規則第11号
平成27年12月28日規則第56号
平成28年4月1日規則第41号

狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市（以下「市」という。）乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する乳幼児に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

第5条から第7条まで 削除

(条例第5条の医療証の交付申請)

第8条 条例第5条の規定による申請は、乳幼児医療費助成制度医療証交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類
 - (2) 乳幼児を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (3) 対象者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（第2号様式）を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、乳幼児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（第3号様式）により通知する。

（医療証の有効期限）

第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。ただし、当該乳幼児が6歳に達した日以後最初の3月31日を超えないものとする。

（助成の期間）

第9条の2 条例第6条の助成は、申請のあった月（以下「申請月」という。）の初日から医療証の有効期限内において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日を助成期間の始期とする。
- (1) 乳幼児の転入により対象者に該当した者が、対象者となった日から起算して1月以内に第8条の申請をした場合は、対象者に該当した日
 - (2) 乳幼児の出生により対象者に該当した者が、対象者となった日から起算して3月以内に第8条の申請をした場合は、対象者に該当した日
 - (3) 申請月の途中で受給資格を有するに至った者は、受給資格を有するに至った日
 - (4) その他、市長が特別な事由があると認めた場合は、市長が認めた日
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日を助成期間の終期とする。
- (1) 乳幼児が他の区市町村に転出することにより受給資格を喪失する場合は、転出日の前日
 - (2) 乳幼児を養育している者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護が開始された場合は、保護開始の前日
 - (3) 乳幼児が国民健康保険法による被保険者若しくは組合員又は社会保険各法による被扶養者の資格を喪失した場合は、資格喪失の前日
 - (4) 乳幼児が第4条に規定する施設に入所した場合は、入所措置日の前日

（医療証の返還）

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第11条 対象者は、医療証を破損、汚損又は亡失したときは、乳幼児医療費助成制度医療証再交付申請書（第4号様式）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破損又は汚損したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、亡失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（条例第7条の助成の方法の特例）

第12条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により乳幼児に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき
 - (2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に認めたとき
- 2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、乳幼児医療助成費支給申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。
- 3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として乳幼児に係る療養費を支給する場合における

申請については、この限りでない。

(条例第8条の規則で定める届出)

第13条 条例第8条第1項に規定する規則で定める届出は、乳幼児医療費助成申請事項変更(消滅)届(第6号様式)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、乳幼児医療費助成制度現況届(第7号様式)及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届(第9号様式)により行わなければならない。

4 市長は、現有公簿等により対象者の現況について確認することができたときは、前項の規定による届出があったものとすることができる。

(受給資格消滅の通知)

第14条 市長は、前条第1項に規定する届出がなされない場合であっても、公簿等の確認により、対象者が受給資格を失ったと認めたときは、乳幼児医療費助成制度受給資格消滅通知書(第8号様式)により、当該対象者であったものに通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 条例第2条第1項に規定する乳幼児でなくなったとき。

(2) 乳幼児が国外に転出したとき。

(3) 乳幼児が死亡したとき。

(公簿等の確認)

第14条の2 市長は、条例及びこの規則の施行のため必要と認めるときは、必要な公簿等を確認することができる。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第15条 条例第9条の2第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、乳幼児医療費助成制度に係る債権譲渡について(様式第10号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書(様式第11号)により行うものとする。

(添付書類の省略)

第16条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

付 則(平成6年3月16日規則第7号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年9月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成7年9月11日規則第20号)

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、現に乳幼児の医療費の助成に関する条例(以下「条例」という。)第3条に規定する対象者と決定されていた者(この規則の施行日以降、条例第3条第2項の規定により、受給資格が消滅した者を除く。)に関する条例第4条第1項に規定する規則で定める額の適用については、この規則の施行日の前日に同対象者が養育している乳幼児が3歳に達する日の属する月の末日までの間は、同規定中「327万8,000円」とあるのは「363万円」とする。

付 則(平成8年9月3日規則第35号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

付 則(平成9年4月28日規則第12号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 平成9年4月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成9年6月5日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則（平成10年8月25日規則第32号）

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 平成10年10月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則（平成11年8月12日規則第27号）

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 平成11年10月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則（平成13年6月29日規則第32号）

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 平成13年9月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則（平成14年9月30日規則第50号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日規則第14号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第12号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第3号様式及び第8号様式の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年9月29日規則第47号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第10号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。

付 則（平成19年9月28日規則第35号）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 医療証交付の申請、その他この規則を施行するために必要な準備行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則（平成20年9月17日規則第33号）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成21年3月3日規則第14号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第22号）

この規則は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行の日から施行する。

付 則（平成23年1月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月18日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（平成24年9月28日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月27日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以降に行われる療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成27年12月28日規則第56号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及

び第7号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成28年4月1日規則第41号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式から第11号様式まで（省略）